

# 学校法人松商学園 松商学園高等学校

## 学校評価ガイドライン

適切な学校評価を実施するために、学校評価に関するガイドラインを以下に定める。本方針に基づき、適切な評価の実施及び評価体制を構築する。なお、本ガイドラインはあくまで方針であり、法改正や地域・保護者・生徒のニーズ、本校の計画に応じて適宜修正し、適切な運営に努める。

### 学校評価の目的

松商学園高等学校では、学校教育法及び学校教育法施行規則に則り、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図るために、学校評価を実施する。また、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。そして学校評価の結果に応じて、教育改善や設備整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることを目指す。

### 学校評価の方法

#### 1) 自己評価（担当：IR室）

校長のリーダーシップの下でIR室を設置し、学校運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、高校の意思決定を支援し、事業計画、中期計画の達成そしてスクール・ポリシーの達成を可視化、評価する。評価活動には全教職員が参加し、目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う。また、自己評価は、生徒・保護者・教職員に対して、教育課程・学習指導をはじめ、生徒指導、学校保健、学校安全など本校の中期計画や事業計画に沿って設定されたアンケート調査を実施するほか、教育課程内外の活動を生徒の学びと成長からなるデータやエビデンスをもってアセスメントする「高校版IR」を導入し、生徒の学びや成長度を各種データ等に基づき教育課程を編成・実施・評価するPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立を目指す。

#### 2) 学校関係者評価（担当：学校関係者評価委員会・IR室）

学校関係者評価委員会を設置し、保護者や地域の学校関係者を中心とした評価者により、自己評価結果についての評価及び教育活動その他の学校運営状況についてステークホルダーの視点から評価を行う。8月に中間評価会議、3月に年度末評価会議を実施する。

#### 3) 第三者評価（担当：学校評議員会・IR室）

学校関係者評価に加えて、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価及び学校関係者評価結果についての評価及び教育活動その他の学校運営状況について専門的視点から評価を行う。また、高校に期待される社会的役割についても意見聴取し、スクール・ミッションの再定義に活かすほか、教育活動等に関する連携協力体制づくりを行う。なお、第三者評価は評議員として選任し、年2回行う学校関係者評価会議に参加し、第三者の視点から意見聴取する。

### 学校評価の公表

アンケート結果及び自己評価、学校関係者評価、第三者評価結果は本校のホームページに掲載し、保護者に対する説明責任を果たし、地域に開かれた学校運営を実施する。聴取した意見はPDCAサイクルに基づき、改善を図り、事業計画や中期計画へ適切に反映する。